

企市第 783 号

平成19年7月3日

那覇市長 殿

沖縄県企画部長



地方独立行政法人那覇市立病院の設立、定款の変更及び解散の認可
基準並びに標準処理期間等について（通知）

みだしのことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

担当：市町村課財政班

電話：(098)866-2134

FAX：(098)866-2437

別紙

地方独立行政法人那覇市立病院の設立、定款の変更及び解散の認可 基準並びに標準処理期間等について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の2及び第250条の3の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院の設立、定款の変更及び解散の認可基準並びに標準処理期間等を下記のとおり定める。

記

第1 地方独立行政法人那覇市立病院の設立、定款の変更及び解散の認可基準

地方独立行政法人那覇市立病院の設立、定款の変更及び解散の認可基準は、総務大臣及び文部科学大臣が定める地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準(平成16年総務省・文部科学省告示第1号)の規定の例による。

第2 標準処理期間

地方独立行政法人那覇市立病院の設立、定款の変更及び解散の申請から認可までの標準処理期間は、おおむね2か月とする。

第3 申請に必要な書類等

1 設立の認可申請に必要な書類

- (1) 地方独立行政法人設立認可申請書(様式第1-1号)
- (2) 定款に関する議会の議決書の写
- (3) 定款
- (4) 出資に関する議会の議決書の写(設立に際し、新たな出資を行う場合に限り。)
- (5) 承継させる権利に関する議会の議決書の写
- (6) 出資財産目録(様式第2号)
- (7) 公営企業型地方独立行政法人設立基本計画書(様式第3号)

2 変更の認可申請に必要な書類

- (1) 地方独立行政法人定款変更認可申請書(様式第1-2号)
- (2) 定款変更に関する議会の議決書の写
- (3) 変更後の定款

- (4) 定款変更に係る新旧対照表及び理由書
- (5) 出資財産目録（様式第2号）
- (6) 公営企業型地方独立行政法人設立基本計画書（様式第3号）

3 解散の認可申請に必要な書類

- (1) 地方独立行政法人解散認可申請書（様式第1-3号）
- (2) 解散に関する議会の議決書の写
- (3) 理由書
- (4) 定款

4 書類の提出先

沖縄県企画部市町村課（沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁舎7階）

様式第 1 - 1 号

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

那覇市長 印

地方独立行政法人那覇市立病院設立認可申請書

地方独立行政法人法第 7 条の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院の設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 1 - 2 号

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

那覇市長 印

地方独立行政法人那覇市立病院定款変更認可申請書

地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院の定款の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 1 - 3 号

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

那覇市長 印

地方独立行政法人那覇市立病院解散認可申請書

地方独立行政法人法第92条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院の解散の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号

出 資 財 産 目 録

I	出資総額		金	円
	内	1	現金	円
		2	現物出資財産	金 円

II 現物出資財産の内容

〔1〕土地

種別	所在地				面積 m ²	価額 円	備考
	県	市	町	番地			
計					m ²	円	

〔2〕建物

施設名	所在地				面積 m ²	価額 円	備考
	県	市	町	番地			
計					m ²	円	

〔3〕その他

名称又は種類	数量	価額	備考
	点	円	
計	点	円	

(注)

- この書類には、地方独立行政法人法施行令第1条又は第10条に基づいて評価したことを証明する書類を添付すること。
- この書類には、土地又は建物に係る出資がある場合には、それらに係る位置図、平面図（縮尺適宜）及び登記簿謄本を添付すること。

様式第3号

公 営 企 業 型 地 方 独 立 行 政 法 人 設 立 基 本 計 画 書

法人の名称	設立団体名	事務所の所在地		
法人の目的				
業務の範囲				
公告の方法	解散に伴う残余財産の帰属に関する事項			
法人の沿革				
	役員等	役員会等の設置の有・無	審議事項	備考
副理事長 定数	理事 定数 人	(有 ・ 無) []		
	監事 定数 人			

(注)

1 「役員等」の欄について

- (1) 定款の変更により役員数を変更する場合は、定数の予定について変更内容を括弧書きで記入すること。
- (2) 「役員会等の設置の有・無」の項には、どちらかを○印で囲むこと。
- (3) 「役員会等の設置の有・無」の項の括弧中には、役員会等を置く場合のみ具体的な構成委員を記入すること。
- (4) 「審議事項」の項には、役員会等を置く場合のみ具体的な審議事項を記入すること。

2 この書類には、法人の組織図を添付すること。